

平成21年度2次補正予算「ICTふるさと元気事業」 (情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金) 実施要領

提出書類

- (1) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金交付申請書 【別添1】
- (2) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金 実施計画(概要) 【別添2】
- (3) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金 実施計画 【別添3-1】
- (4) (3)の添付資料(5点)
 - ・事業イメージ詳細図【別添3-2】
 - ・情報通信システム構成図【別添3-3】
 - ・(別紙1)収支見込み【別添3-4】
 - ・(別紙2)支出経費の内訳【別添3-5】
 - ・見積書【様式適宜】(複数事業者からの見積もりが原則、見積書は概算見積もりでも構わない。)
- (5) 連携主体の代表承認書【別添4】(申請主体が連携主体の場合)
- (6) 申請するNPO法人の登記事項証明書(申請主体がNPO法人の場合)
- (7) 地方公共団体の推薦状【別添5】(申請主体がNPO法人の場合)
- (8) 地方公共団体の出資額または拠出額がわかる公的書類(申請主体が第三セクターの場合)

1. 目的

ICT(情報通信技術)は、時間と距離の制約を克服するものであり、少子高齢化や医師不足への対応をはじめ、地域の安全・安心の確保、地域公共サービスの維持・向上を即効的に実現するものとして多大なメリットを有している。

ICT基盤(ブロードバンド)整備については、平成21年度1次補正予算により、ブロードバンド・ゼロ地域の解消の目途が立ったところであり、今後、ICTは基盤整備から利活用へとシフトし、現在、地域において、特に喫緊課題となっている医療、介護、福祉、防災、防犯など公共分野を中心に利活用を進めていくことが求められる。

これまで、ICT利活用については、総務省において、「地域ICT利活用モデル構築事業」等により、ICT利活用のモデル構築に取り組んできたところであり、今後、ICT利活用の成功モデル・事例の全国各地域への普及展開を目指しているところであるが、地域において、公共サービスの充実に資するICTの導入(利活用)からその定着に至るまでをトータルでサポート・マネジメントする、地域に根ざしたICT人材が十分に充足されているとは言えない。

また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)においては、重点分野における雇用の創造として、「介護、医療、農林、環境・エネルギー、情報通信、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する」こととされており、「新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～」(2009年12月30日 閣議決定)においても、「情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上(略)に結びつける。(略)情報通信技術の利活用によるサービスの質の改善や利便性の向上を全国民が享受できるようにするため、光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める」こととされている。

こうしたことを踏まえ、ICTを地域に普及定着させ、地域公共サービスの維持・向上を図り、多様化する住民ニーズに対してきめ細かく対応し、持続可能な事業運営を実現していくためには、ICT利活用事業の担い手として、地域に密着したNPO等の活用が重要となってくる。

このため、本事業は、地域に密着したNPOをはじめ幅広い地域の人材を、ICTを利活用して諸課題解決を図る「地域ICT人材」として育成し、これら「地域ICT人材」が主体となって、ICTを導入して地域の公共サービスの充実を図る取組を総合的に支援することを趣旨とする。

2. ICT人材育成・活用事業の概要

(1) 交付先

都道府県、特別区、市町村（広域連合、一部事務組合を含む。）及びこれらを含む連携主体並びに特定非営利活動法人（NPO法人）及び第三セクター（以下「民間団体等」という。）。

ただし、NPO法人においては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条に基づく認証を受け、かつ、地方公共団体から本事業実施の推薦を受けることを要件とする。

また、連携主体においては、地方公共団体が連携主体となっていることを要件とする。

(2) 事業内容

「ICTふるさと元気事業」（映像活用型公共サービス事業を除く）（以下「本事業」という。）は、民間団体等が、医療、介護、福祉、防災、防犯など公共分野において、地域に密着したNPO等をICT人材として育成・活用しながら、ICTを導入・利活用することにより、地域雇用の創出・拡大とともに、地域の公共サービスの充実を図る取り組み（人材育成・招へい、システム設計・構築、機器・設備整備）を総合的に支援するものである。

(3) 交付額

1事業につき、

■ 2以上の地方公共団体を含む連携主体が実施する事業の場合：3億円

■ 単独の民間団体等が実施する事業の場合または2以上の地方公共団体を含まない連携主体の場合：1億円

のうちいずれかを申請主体の形態に応じて交付するものとする。

なお、交付下限額が300万円のため、事業費300万円以上の事業を対象とする。

3. 申請手続

(1) 応募資格

<申請要件>

本事業は、地域に密着したNPOをはじめ、チャレンジド（障がい者）、育児期の親、退職した高齢者など地域の人材を、ICT人材として育成し、ICT利活用の運営・サポート業務（①住民ニーズの把握、②ICTシステム設計における事業者との調整、③住民向け・利用者向けのICT機器の操作支援など）に活用することにより、地域雇用の創出、また、次年度以降も引き続き、ICT利活用事業が継続することで継続的な雇用、さらに、ICT利活用事業が拡大する場合など地域雇用のさらなる拡大を目指すものであることから、

【1】 本事業の申請においては、上記NPO等地域の人材を対象とした地域ICT人材の育成を図ること及びこれら人材の活用を通じた雇用創出に資することを要件とする。

【2】 既存の地域ICT人材を活用等して、ICT利活用事業を実施する場合は、本事業において、人材の育成・活用部分の申請は必須ではないが、いずれにしても、今回のICT利活用事業の実施により、新たな地域雇用の創出等に資することが要件となる。

【3】 今回の事業において、既存のICT利活用事業を人材面から補強・充実等させるために、地域ICT人材の育成・活用部分のみを申請することも可能である。

＜その他要件＞

以下の要件を満たす民間団体等であること。

- ①地域の多様な主体との連携・協力を確保するため、後述する実施体制を構築すること。
- ②事業内容の公開、総務省の各種懇談会への提示及び他団体への周知・提供に積極的な協力が可能であること。
- ③申請主体が連携主体の場合は、各主体の役割と責任が明確に示されていること。また、代表団体（地方公共団体であることが必須）が定められていること。
- ④申請主体がNPO法人の場合は、地方公共団体の推薦を受けていること。

（2）提出書類

以下の書類をそれぞれの様式に従い作成し、提出すること。詳細については別紙3を参照すること。

- 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金交付申請書 【別添1】
- 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金 実施計画（概要） 【別添2】
- 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金 実施計画 【別添3-1】
- 事業イメージ詳細図 【別添3-2】
- 情報通信システム構成図 【別添3-3】
- （別紙1）収支見込み 【別添3-4】
- （別紙2）支出経費の内訳 【別添3-5】
- 見積書 【様式適宜】

※見積書については、申請時点では概算見積でも構わないが、複数業者からの見積もりの提出を原則とする。仮に、1業者の見積もりしか提出できない場合は理由書も併せて提出することとするが、理由の内容によっては金額の再精査等を求めることがある。

- 連携主体の代表承認書【別添4】（申請主体が連携主体の場合）
- 申請するNPO法人の登記事項証明書（申請主体がNPO法人の場合）
- 地方公共団体の推薦状【別添5】（申請主体がNPOの場合）
- 地方公共団体の出資額または拠出額がわかる公的書類（申請主体が第三セクターの場合）

（3）その他の補足資料

内容を補足する資料があれば、A4版（様式自由）で添付することができる。

（4）提出期間

公募開始の日から、平成22年2月25日（木）午後2時までの間に提出すること。

（5）提出部数等

提出書類は次の部数を提出すること。

■正本：1部、副本：1部

また、提出に当たっては、CD-R（1枚）等の電子媒体も併せて提出すること。詳細については別紙3を参照すること。特に、電子ファイルについては、別紙3のファイル名を付して、指定のファイル形式で提出すること。

（6）提出先・問合せ先

所管する総合通信局等（別紙1参照）に持参又は郵送等（〆切日の午後2時必着）により提出すること。なお、提出書類の返却は行わない。

4. 交付先の選定及び採択

(1) 実施地域

実施地域に制限は設けない。

(2) 実施テーマ

各地域の創意工夫に基づき、地域の人材をICT人材として育成・活用しながら、ICTの導入によって、地域公共サービスの充実に資する取り組みであること。

(3) 交付先の決定方法

各団体からの申請を評価基準（4-（4）参照）に基づき、外部の有識者等を構成員とする評価会において評価し、その結果を参考として、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において採択案件を決定する。評価が相対的に低い案件については、減額査定もしくは不採択となることがある。

なお、評価に際しては、申請者からのヒアリング等を実施する場合がある。

(4) 評価基準

選定に当たっては、次に挙げる評価基準項目を基に、総合的に評価を行う。

i) 地域ICT人材の効果的育成・活用（重点評価項目）

地域に密着して、ICT利活用事業（ICTの導入）の牽引・サポートを担うICT人材の有効的な育成及び活用を図る事業であること

<育成・活用方法等>

- ① 申請主体におけるICT人材の育成・活用人数及び育成・活用方法
- ② 事業運営先（NPO等）におけるICT人材の育成・活用人数及び育成・活用方法
- ③ ①～②における次年度以降の各々の予定人数

ii) 雇用創出等の効果（重点評価項目）

地域に密着したNPOをはじめ、チャレンジド（障がい者）、育児期の親、退職した高齢者、ボランティア団体などをICT人材として育成し、ICT利活用のサポート・運営を担い手として活用すること等により高い雇用効果を有する事業であること

<雇用効果>

本事業の実施により新たに生ずる、

- ① 申請主体における直接的な雇用人数
- ② 事業運営先（NPO等）における直接的な雇用人数
- ③ 経済波及効果等による関連産業における雇用人数
- ④ ①～③における次年度以降の各々の継続雇用及び雇用拡大予定人数

<留意事項>

ただし、本事業においては、申請主体（地方公共団体、第三セクター、NPO）が地域ICT人材と直接的に雇用契約を結んで雇用する場合の人件費等は交付対象経費ではない。本事業においては、あくまで、申請主体から地域ICT人材に対する招へい費、派遣費及び育成費（諸謝金など）が交付対象経費となっている。

iii) 事業の継続性（重点評価項目）

事業開始以降、ICT人材を育成・活用等して、将来にわたって、確実に継続・運営できる事業であること

iv) 地域性

公共分野における地域の具体的なニーズ・喫緊課題に対応するために、住民ニーズや地域固有の実情を的確に把握・反映し、地域ならではの創意工夫に基づいた事業であること

v) 先進性

これまでの総務省「地域ICT利活用モデル構築事業」等によるICT利活用モデル等に準じて、地域固有の実情を的確に反映し、創意工夫に基づき、①複数システムの連携、②モデル等の発展的応用など、高い機能性を有する事業であること

vi) 汎用性

ICTシステムの低廉化・共通化（オープンソース化）を図るなど、他地域においても円滑かつ容易に導入・展開できる汎用性の高い事業であること

vii) 公共サービス充実の効果

ICTの利活用により、地域の公共分野における喫緊の諸課題解決、公共サービス水準の向上を早期に実現する事業であり、また、定量的な効果指標によりそれを評価できる事業であること

viii) 事業計画の熟度

資金計画、実施体制などを含めて事業計画の熟度が高いものとなっており、財政面、運営体制面から、確実な事業の実施、自律的運営が見込まれ、かつ、費用対効果が高い事業であること

<評価加点要素>

○地方公共団体の政策体系への位置づけ

各地方公共団体において策定する政策体系・計画（※）に記載されている内容に合致した事業
※地方公共団体の政策体系・計画の例

- ・地域医療計画（都道府県が厚生労働省の基本方針に基づき策定）
- ・へき地保健医療計画（都道府県が厚生労働省通知に基づき策定）
- ・地域防災計画（防災基本計画に基づき策定）
- ・健康増進計画（厚生労働省の基本方針に基づき策定） など

○複数プロジェクトの実施

複数のICTプロジェクトの実施・連携により、相乗効果を発揮させて、地域公共サービスの飛躍的な向上を図る事業

(5) 追加資料の提出等

交付額の決定は、提出書類に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

(6) 申請内容の確認・採択・修正

総務省は、交付対象案件を選定した後、当該民間団体等に申請内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、評価会を通じて最終的な採択決定を行う。採否の結果は、総務省から総合通信局等を経由して、申請書を提出した民間団体等あてに通知する。また、申請内容については、必要に応じて、総務省と交付先で調整の上、修正等を行うことがある。

5. 交付手続

(1) 交付決定までの流れ

採択された案件については、交付額を決定し、交付先に対して交付決定通知を送付する。

(2) 交付金事業の対象経費

交付先は、本事業の実施に必要な経費として、別紙2の費目について支出することができる。

ただし、事業趣旨に照らして、ICT関連システムの設計・構築のみ、あるいは、ICT関連機器・設備の整備のみ、また、両者のみの申請は原則想定しておらず、仮に、こうした申請があった場合は、事業内容の確認を求めるとともに、場合によっては申請を認めないこともありうる。(ただし、既存のICT人材を活用等して、地域雇用の創出等に資する事業を行う場合は、これらの申請は認めるものとする。)

また、大規模な施設等の整備に該当する経費については、原則として支出できないものとする。

(3) 交付金事業内容の変更

交付決定通知を受けた後、交付金事業の内容を変更するときは、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、交付金事業の目的達成のために事業構成要素の相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合等、軽微な変更にあつてはその限りではない。

(4) 交付金の支払い

交付金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、交付金は原則として、事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、交付金額を確定した後、精算払いにより支払う。

6. 事業の実施

(1) 実施体制

本事業の実施に際しては、ICTの円滑な導入、継続的な運営、普及定着を図る観点から、地域の多様な主体との連携・協力体制を構築することが必要となるため、交付先においては、以下の体制を整備することとし、総務省に対する実績報告において、これらの体制整備の概要、これを円滑に運営したことが明らかになるような資料(例えば、地域協議会の議事録等)を提出しなければならない。

① 地域協議会等の開催

本事業の内容に地域住民等の意向を反映し、また、事業の継続的な運営を確保するため、地方公共団体を中心として、事業の実施等に必要となる地域の幅広い主体・人材(NPOをはじめ、住民代表、市民団体、学識者、地元企業など)を幅広く含んだ検討の場(地域協議会等)を設けて事業を実施することを原則とする。地域協議会等は、ICT人材の有効的な育成・活用手法、ICT関連システムの仕様の検討のほか、事業を継続的に運営するための体制、費用負担の在り方、課題解決のための具体的な行動計画、役割分担等について検討する。

なお、既存の組織を活用することも可能であり、また、事業の円滑な開始に支障がないよう、速

やかな設置、開催等が行われることが必要であるが、提出書類の作成時点においては、設置予定とすることも可能である。

また、申請主体が地方公共団体以外の場合は、必ず地方公共団体が地域協議会に参画していること。

②プロジェクト・リーダーの決定

交付先は、本事業の実施に際し、事業の全体を統括するプロジェクト・リーダーを決定し、総務省に報告することとする。プロジェクト・リーダーは、事業の進捗管理等全体を統括し、総務省の求めに応じて随時説明を行うとともに、本事業のノウハウ・成果の全国展開に協力するものとする。

なお、上記の役割を適正に担える者であれば、民間団体等の職員や当該地域の住民である必要はなく、また、必ずしも組織の責任者であることを要しない。

(2) 財産管理等について

取得財産等については、取得財産等管理台帳によって管理すること。また、交付金事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）別表に定める処分制限期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。また、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。

7. 報告

(1) 実績報告

交付先は、交付金事業が完了したときは、すみやかに別に定める様式に基づき、実績報告書を総務省に提出しなければならない。

なお、交付金の交付後、実績報告に先立ち、事業の進捗状況等の確認を行うことがある。

(2) 事後報告

交付先においては、本事業の目的を達成するため、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、本事業に関する定量的効果データや課題等について、別途定める様式により総務省に報告を行うものとする。

8. スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成22年	2月下旬	外部有識者による評価会の開催
	3月上旬	交付先（案）を決定
	3月末	実績報告

9. その他

本事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

10. 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 推進係

〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話：03-5253-5756／ファックス：03-5253-5759／e-mail：ubi.town@ml.soumu.go.jp

問い合わせ・提出先

<p>(北海道)</p> <p>北海道総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎12F 担当：島、越後 電話：011-709-2311(内4718)／ファックス：011-709-2482 e-mail：rikatsuyo-hokkaido@soumu.go.jp</p>	<p>(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)</p> <p>近畿総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 担当：川崎 電話：06-6942-8520／ファックス：06-6920-0609 e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)</p> <p>東北総合通信局情報通信部情報通信連携推進課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 担当：大和田、工藤 電話：022-221-0609／ファックス：022-221-0613 e-mail：suishin-toh@ml.soumu.go.jp</p>	<p>(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)</p> <p>中国総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 担当：赤崎、安達 電話：082-222-3483／ファックス：082-502-8152 e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)</p> <p>関東総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 担当：安達、佐野 電話：03-6238-1693／ファックス：03-6238-1699 e-mail：kanto-keikaku@soumu.go.jp</p>	<p>(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)</p> <p>四国総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒790-8795 松山市宮田町8-5 担当：保坂、金子 電話：089-936-5061／ファックス：089-936-5014 e-mail：shikoku-chiiki@soumu.go.jp</p>
<p>(新潟県、長野県)</p> <p>信越総合通信局情報通信部電気通信事業課情報通信振興室 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 担当：松井、田中 電話：026-234-9933／ファックス：026-234-9999 e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp</p>	<p>(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)</p> <p>九州総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒860-8795 熊本市二の丸1-4 担当：赤瀬、渡邊 電話：096-326-7833, 7309／ファックス：096-326-7829 e-mail：h-shinkou@soumu.go.jp</p>
<p>(富山県、石川県、福井県)</p> <p>北陸総合通信局情報通信部電気通信事業課情報通信振興室 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 担当：中野、赤丸 電話：076-233-4431／ファックス：076-233-4499 e-mail：shinkou@hokuriku-bt.go.jp</p>	<p>(沖縄県)</p> <p>沖縄総合通信事務所情報通信課 〒900-8795 那覇市東町26-29-4F 担当：瀬底、宮城 電話：098-865-2304／ファックス：098-865-2311 e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp</p>
<p>(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)</p> <p>東海総合通信局情報通信部情報通信振興課 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 担当：野村、星野、鳥野 電話：052-971-9109, 9404, 9405／ファックス：052-971-3581 e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp</p>	

交付対象経費の範囲

交付対象 経費の区分	内 容	下限額
人材育成・ 招へい費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT関連システムを活用した事業を実施するために必要な人材育成・派遣に要する経費 (人材育成のための講師諸謝金、事業運営に必要な人材招へい費及びこれらに類する経費) 	交付1件当たりの交付決定の額は300万円を下限とする。
ICT関連 システム 設計構築費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT関連システムの構築・改修に要する経費 (プログラム開発等の役務費、電子計算機使用料、ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)及びこれらに類する経費) ・ その他事業を実施するために必要な事務費 	
ICT関連 機器・設備 整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT関連機器・設備の整備に要する経費 (サーバ、ネットワーク機器、情報通信端末、送受信設備、伝送路設備、電源設備等の購入費、使用料、設置に係る工事費(用地の取得に要する経費を除く。)及びこれらに附帯する経費) 	

※ 地方公共団体の職員の人件費、旅費等は交付対象経費とならない

**平成21年度「ICTふるさと元気事業」
(情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金)
提出書類一覧表**

以下の書類を平成22年2月25日(木)までに管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所に提出してください。

提出書類	書式	紙媒体※1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名※2	ファイル形式※3	
交付申請書	【別添1】	・公印又は社印等 を押印した申請 書の原本を提出 ・A4版片面印刷	○○10 申請	MS-Word	・別紙(交付金事業の概要)を必ず添付 ・プリントアウトした時にA4版2枚となるよう調整
実施計画(概要)	【別添2】		○○20 概要	MS-Word	・必ず指定の様式により1ページ以内で作成
実施計画	【別添3-1】		○○31 計画	MS-Word	
事業イメージ詳細図	【別添3-2】		○○32 詳細図	MS-Power Point	・必ず指定の様式により1ページ以内で作成
情報通信システム構成図	【別添3-3】		○○33 構成図	MS-Power Point	・必ず指定の様式により作成
(別紙1) 収支見込み	【別添3-4】		○○34 収支	MS-Excel	・検算を入れる等、誤りの無いようにすること
(別紙2) 支出経費の内訳	【別添3-5】		○○35 経費	MS-Excel	・検算を入れる等、誤りの無いようにすること
実施計画(全体版)			○○実施計画	Adobe PDF	・【別添2】～【別添3-5】を結合して一つのファイルとすること。
見積書等	様式適宜	・様式適宜 ・写し可	○○36 積算 01 ○○36 積算 02 ・ ・ ・	MS-Word、 MS-Excel、 MS-Power Point、 Adobe PDF 等	・書類の右肩に資料番号を記載 ・資料番号は、 <u>ファイル名の番号</u> と一致。 ※○○36 積算 01←ファイル名の番号 ・資料番号は(別紙2)支出経費の内訳の「資料番号」欄にも記載
連携主体の代表承認書	【別添4】	・公印又は社印等 を押印した申請 書の原本を提出	○○40 連携	Adobe PDF	・申請主体が <u>連携主体</u> の場合のみ ・電子ファイルは紙媒体をスキャンしたもの ・代表団体以外の構成団体が押印 ・1団体につき1枚でも、全構成団体で1枚でも可
申請するNPO法人の登記事項証明書			○○50 登記	Adobe PDF	・申請主体が <u>NPO法人</u> の場合のみ ・電子ファイルは紙媒体をスキャンしたもの
地方公共団体の推薦状	【別添5】	・公印又は社印等 を押印した申請 書の原本を提出	○○55 推薦	Adobe PDF	
地方公共団体の出資額または拠出額がわかる公的書類		・様式適宜 ・写し可	○○60 出資	Adobe PDF	・申請主体が <u>第三セクター</u> の場合のみ ・電子ファイルは紙媒体をスキャンしたもの

※1 すべてA4版で提出すること。

※2 ファイル名の赤字部分は【申請主体名】とする。申請主体名は略称で可。

また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。

例： 総務市10申請.doc

※3 フォーマット形式はWindows OSに対応したものとする。また、必ず指定のファイル形式で提出すること。